

令和6年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
4	令和6年5月8日	山武管工事業協同組合	量水器交換業務委託	委託	自 令和6年5月9日	口径 φ13mm： 5,170円 φ20mm： 5,654円 φ25mm： 6,611円 φ30mm： 9,900円 φ40mm： 9,900円 φ50mm： 59,455円 φ75mm以上： 79,277円 (1件当たりの単価)	口径 φ13mm： 5,170円 φ20mm： 5,654円 φ25mm： 6,611円 φ30mm： 9,900円 φ40mm： 9,900円 φ50mm： 59,455円 φ75mm以上： 78,727円 (1件当たりの単価)	地方公営 企業法施 行令第21 条の13第 1項第2号	本業務は、各戸に設置した量水器について、計量法に定める有効検定期間内に相当数の対象量水器を交換する業務であり、履行に当たっては①当企業団の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）でなければならないこと、②相当数の技術者及び資機材を必要とすること、③漏水等修繕工事に対応できること、④給水区域内の地理等を熟知していることが求められる。 これらの全ての要件を満たすのは、指定事業者で組織している山武管工事業協同組合のみであり、本業務を遂行できる唯一の契約相手方と判断するものである。 このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約とする。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団の 給水区域全域		至 令和7年3月31日					
5	令和6年5月17日	独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院	職員健康診断	委託	自 令和6年5月18日	602,734円	(年間見込額) 487,520円 ※単価契約	地方公営 企業法施 行令第21 条の13第 1項第2号	健診結果の判定は、前年度以前の結果と比較する場合があることから、過去の健診結果を蓄積している医療機関に委託することが職員の健康管理を行ううえで重要である。企業団では平成25年から独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院と毎年度契約を締結し、健診を実施しているため、職員の過去の健診結果は十分蓄積されているとともに、これまでの健診についても適切に履行されている。 このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約とする。	
		千葉市中央区仁戸名町682番地	東金市家徳361番地8		至 令和7年3月31日					